

# 里山地区防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

平成 29 年 10 月作成

里山地区防災福祉コミュニティ

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 里山地区は急傾斜地が多く、避難の困難が予想されます。風水害等で災害発生が予想できる場合は積極的な情報収集に努め、事前避難を心がけるようにしましょう。
- (3) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



## 1 運営本部の設置基準

- ・震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

## 2 活動方針

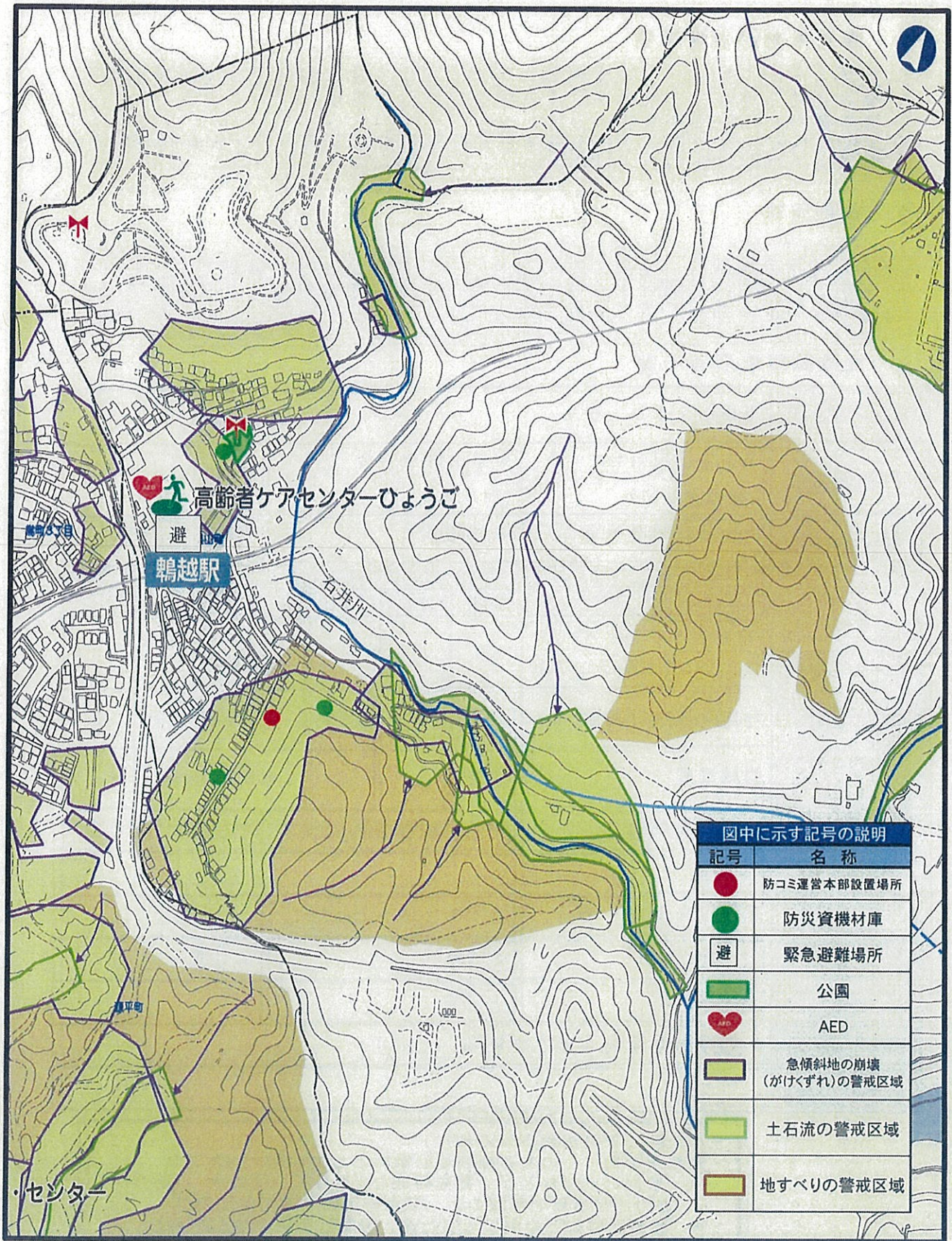
阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!

## 3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	東里山文化センター					
ブロック本部	里山地区自治会 (神鉄線以北)	東里山町自治会 (神鉄線以南)				
防災資機材庫	里山町公園南側路上	地蔵前路上		井畑方前空地		
緊急避難場所	名称	※災害ごとの注意事項			備考	避難所
		土砂	洪水	津波		
	高齢者ケアセンター ひょうご(1階フロア)	○	○	○	・24時間対応可能 ・緊急避難所	
	丸山ひばり小学校	○	○	○	・長田区役所管轄	○
	鴨越墓園	○		○	・屋外緊急避難所	
災害時要援護者 台帳保管場所	防コミ委員長	防コミ副委員長(2名)		民生委員(2名)		
	区役所					
防災行政無線 保有者	東里山文化センター	ケアセンターひょうご				
	□氏	□氏		□氏		
	□氏	□氏				
地域内の危険箇所	・土砂災害警戒マップを確認					
その他必要な事項						

### ※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。



【参考文献：土砂災害わが家の避難マップ】







は、その行動が完了したら✓をつける。

## ① 風水害

### 【災害発生前】

#### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

#### 2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各自治会の活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。



### **3 組織内の連絡体制の確保**

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

### **4 災害時要援護者の避難誘導**

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者に対して、各自治会の活動班により避難誘導を実施する。

### **5 資機材等の確保**

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

## 【災害発生直後】

### 1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

### 2 自治会毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 自治会長は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

### 3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
- 自治会用スピーカーにより、住民に災害状況や避難指示等の放送を行う。

#### **4 安否確認**

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 民生委員と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
  - \*黄色いタオルがドアノブに掛けられているか確認する。

#### **5 救出・救護**

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

#### **6 区や消防署への連絡**

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

#### **7 緊急避難場所・避難所の開設**

- ケアセンターひょうごの職員と協力して緊急避難場所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。

## ②地震

### 【災害発生直後】

#### 個人の行動

##### 1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

#### 防災福祉コミュニティとしての活動

##### 1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各自治会に活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各自治会の活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

## 2 自治会毎の災害対応

- 防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 自治会長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する。

## 3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、自治会長に伝達する。
- 伝令等により、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

\*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

- 自治会用スピーカーにより、住民に災害状況や避難指示等の放送を行う。



#### 4 安否確認

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 民生委員と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。  
\*黄色いタオルがドアノブに掛けられているか確認する。

#### 5 消火活動

- 自治会単位で消火用ボックス内の資機材やあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。  
\*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

#### 6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、自治会単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。  
\*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

#### 7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

## 8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

## 9 緊急避難場所・避難所の開設

- ケアセンターひょうごの職員と協力して緊急避難場所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。
- 避難所で必要となる物（毛布・非常食等）を区役所へ要請する。



### ③ 災害発生後の活動（共通）

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

#### 1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

#### 2 避難所の運営

- ケアセンターひょうごの職員や区役所職員と協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。
- 同行避難してきたペットへの配慮

#### 3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

#### 4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。



## 5 避難所（丸山ひばり小学校）

- 避難生活が長期になる場合、ケアセンターひょうごは緊急避難所であることから、指定避難所である丸山ひばり小学校に移動する。  
(ケアセンターひょうご職員及び区役所職員と相談)
- 丸山ひばり小学校は、長田区役所の管轄であり、長田区役所職員が巡回する。

【参考】

避難情報の種類	
避難準備・高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 <input type="checkbox"/> その他の人は、避難の準備を整えましょう。
避難勧告	<input type="checkbox"/> 速やかに避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。
避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 <input type="checkbox"/> 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

# 情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

## 情報収集・伝達手順

### 1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

#### (1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

#### (2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。  
また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

#### (3) 各自治会からの情報収集

### 2 情報伝達

情報を伝える手段として、自治会用スピーカー、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

# 安否確認

- 1 安否確認情報の収集
- 2 安否不明者の確認
  - (1) 事前に用意している災害時の要援護者台帳に基づき安否確認を行う
  - (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

## 訪問先での確認手順

- 1 外観の確認  
建物に甚大な被害がないかを確認してください。
- 2 黄色いタオルの明示を確認  
ドアノブに黄色いタオルが取り付けられているかを確認する。
- 3 声かけ・呼びかけ確認  
門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。
- 4 ドアをノックする  
応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。
- 5 庭、勝手口等の確認  
状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

# 救出・救護活動

- 1 自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

## 救出・救護手順

### 1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

### 2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

### 3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

# 消火活動

- 1 消火用ボックスに収納されている資機材を活用し、消火栓から初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

## 消火活動手順

- 1 ホースの延長要領
  - (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
  - (2) ホースの結合は漏水しないように確実にを行う。
- 2 送水の時期
  - (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があつてから送水する。
  - (2) 消火栓を開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

※「消火用ボックスの使い方」冊子参照

# 災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

## 避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**  
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**  
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
- 3 認知症の人**  
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**  
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**  
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**  
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**  
避難所での電源確保が必要。

